

平成30年度第2回浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同市場取引委員会
議事録

- 1 開催日時 平成31年3月11日（金）10時30分～10時55分
- 2 開催場所 浜松市中央卸売市場管理棟3階中会議室
- 3 出席状況
 - 青果部出席委員（10人）松井英司、鈴木周司、池田規、岡田力也、
伊藤嗣男、清水昌孝、村上百里、辻上治男、
坪井洋一郎、犬塚幹夫
 - 水産物部出席委員（10人）白井君夫、星野悦雄、宮地一郎、栞原義隆、
荒木定雄、櫻井秀己、春日大史、鈴木伸一、
秋元隆、長谷川晴久
 - 欠席委員（0人）
 - 事務局（6人）産業部農林水産担当部長：山下文彦、
産業部農林水産課長：北嶋秀明
市場長：山本和美、市場長補佐：中村直行、
業務グループ長：高柳光男、業務グループ：古橋育三
- 4 傍聴者（0人）
- 5 審議事項
 - （1）浜松市中央卸売市場業務条例の改正について
 - （2）中央卸売市場の経営展望について
 - （3）その他
- 6 会議録作成者 中央卸売市場業務グループ：古橋育三
- 7 記録の方法 会議記録：発言者の要点記録
- 8 会議記録

浜松市中央卸売市場青果部市場取引委員会名簿

(平成29年5月1日～平成31年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員長	卸売業者	浜松青果株式会社	代表取締役社長	松井英司	浜松市南区新貝町239-1	427-7000	再任
2	委員			代表取締役専務	鈴木周司	同上		再任
3	委員		株式会社 浜中	代表取締役	池田規	同上	427-7050	再任
4	委員			取締役社長	岡田力也	同上		再任(前委員長)
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 青果仲卸協同組合	理事長	伊藤嗣男	同上	427-7170	再任
6	委員			副理事長	清水昌孝	同上		再任
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 青果物商業協同組合	理事長	村上百里	同上	427-7153	再任
8	委員			副理事長	辻上治男	同上		新規
9	委員		浜松果物商業協同組合	副理事長	坪井洋一郎	同上	427-7590	再任
10	委員		浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	犬塚幹夫	同上	427-7501	再任

浜松市中央卸売市場水産物部市場取引委員会名簿

(平成29年9月11日～平成31年4月30日)

番号		所属	団体名	役職名	氏名	所在地	電話	備考
1	委員長	卸売業者	浜松魚類株式会社	代表取締役	白井君夫	浜松市南区新貝町239-1	427-7301	再任
2	委員			取締役	星野悦雄	同上		新規
3	委員		株式会社 浜松魚市	代表取締役	宮地一郎	同上	427-7201	再任(前委員長)
4	委員			常務取締役	栗原義隆	同上		再任
5	委員	仲卸組合	浜松市中央卸売市場 水産仲卸協同組合	理事長	荒木定雄	同上	427-7381	再任
6	委員			副理事長	櫻井秀己	同上		再任
7	委員	売買参加者	浜松市中央卸売市場 水産物商業協同組合	理事長	春日大史	同上	427-7391	再任
8	委員			副理事長	鈴木伸一	同上		新規
9	委員		浜松市中央卸売市場 水産物精算株式会社	事務長	秋元隆	同上	427-7491	新規
10	委員		浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合	副理事長	長谷川晴久	同上	427-7501	再任

1 開会・・・事務局	
事務局 (高柳)	<p>本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>開会にあたりまして、出席者数の確認をします。</p> <p>現在、委員20人で全員の出席です。</p> <p>中央卸売市場業務条例施行規則第80条第2項により、委員の過半数に達しておりますので本日の委員会は成立していることを報告します。</p> <p>会の進行につきましては、青果部・水産物部合同の取引委員会のため、水産物部 白井委員長 の議事進行をお願いいたします。なお、当委員会は、公開会議となっておりますが、現在、傍聴を希望する方はいません。</p>
委員長 (白井)	<p>それでは、申し出があれば、途中入室を含め傍聴を許可することとします。</p>
事務局 (高柳)	<p>平成30年度2回浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同取引委員会を開会します。</p>
2 あいさつ・・・白井君夫 水産物部委員長 産業部農林水産担当部長：山下文彦	
委員長 (白井)	<p>平素は円滑な市場取引にご尽力いただきありがとうございます。改正市場法の施行に伴い、さらなる市場取引の円滑化に向けご審議をしていただきたい。</p>
事務局 (山下)	<p>日頃から市場に運営をはじめ浜松市政各般にご協力いただき厚くお礼申し上げます。市場法改正の施行が平成32年6月に向けて、いろいろな取引ルールなどについて、あり方研究会、ヒアリング、意見交換等を経てきてある程度の形を整えてきました。業務条例の改正については、法の改正施行に間に合うようにしていかなければならないため、ご審議をお願いします。平成28年6月に出した経営展望は、市場法改正の動きや取り巻く状況も変化してきていますので、今後の取扱いについてご審議をお願いします。</p>
3 審議事項	
(1) 浜松市中央卸売市場業務条例の改正について	
事務局 (高柳)	<p>審議事項につきましては、取引委員会規則に基づき、委員会の進行は、委員長が議長となり、議事進行を行うこととなっております。それでは、白井委員長、よろしくをお願いします。</p>
議長 (白井)	<p>それでは、審議事項(1)浜松市中央卸売市場業務条例の改正について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (山本)	<p>今まで市場関係者のヒアリングや意見聴取を実施し、あり方研究会で協議してきました。資料2の卸売市場法改正に伴う取引ルールについてを中</p>

心に説明します。資料1の卸売市場法制度等の改正ポイントにおいて、公正な取引環境確保の促進の①～⑥については共通ルールとなり、⑦については「第三者販売の原則禁止」「直荷引きの原則禁止」「商物一致の原則」が市場法改正で撤廃され、この点をみなさんと協議してきました。

【市場関係者との協議経過】

- 4月 市場関係者へアンケート調査実施
- 8月 第1回あり方研究会：市場法の改正状況説明
- 8月 卸売業者・仲卸業者他へ個別ヒアリング
- 10月 国が基本方針発表
- 12月 第2回あり方研究会：浜松市の方針説明、意見書を求める
- 1月～2月 市場関係者からの意見書の意見調整
- 3月 第3回あり方研究会：中央卸売市場の今後の方針決定

【市場関係者からの意見集約】

- 市場関係者へアンケート調査(4月：26団体)では、「第三者販売の原則禁止」「直荷引きの原則禁止」「商物一致の原則」について、結果として、卸売業者・仲卸業者等利害関係から統一した意見としてまとまらない。
- 卸売業者・仲卸業者他へ個別ヒアリング(8～9月：27団体)では、「第三者販売の原則禁止」「直荷引きの原則禁止」「商物一致の原則」「売買取引の方法」について、結果として、卸売業者・仲卸業者等利害関係から統一した意見としてまとまらない。
- 市場関係者からの意見書の意見調整(1月～2月：6団体)では、卸売市場法改正に伴う取引ルールについて(資料4)の市(開設者)の考え方における方針について理解、青果部・水産物部での各業界内で定めるルールは必要、市場運営費に関する意見があった。

【開設者の方針：卸売市場法等改正に伴う中央卸売市場の今後の方向性】

- スプリングレビュー(6月：副市長レビュー)を実施し、民間活力導入による儲かる市場への転換、取引ルールの見直しによる流通コストの削減(規制の撤廃)、の方向性が示された。
- サマーレビュー(8月：市長レビュー)を実施し、市場関係者との協議のもと卸売市場の役割である『公正な取引環境の確保』(取引ルールの設定等)、社会情勢の変化に適切に対応するための民間活力導入への取り組み、の方向性が示された。
- 開設者の考える取引ルール方針の決定と市場関係者への説明(12月：第2回あり方研究会)を行う。
- 中央卸売市場の今後の方針決定(3月：第3回あり方研究会)でまとまった。

【結論】

	<p>○卸売市場の効率的な取引を実施するため、共通ルール以外のルールは、業務条例に規定しない。</p> <p>○ただし、青果部・水産物部での各業界内で定めるルールは必要（取引業者間で調整）。</p> <p>○民間活力を導入し市場活性化を図る(市場運営及び施設整備等の計画策定)。</p> <p>また資料7の中央卸売市場業務条例改正に伴うスケジュールにおいて、青果部・水産物部取引委員会の今後のスケジュールは、4月30日で現委員は任期満了で改選となり、平成31年5月に改正条例案を協議、9月に改正条例案の承認、平成32年1月改正条例案の報告、を予定しています。これは、議会（環境経済委員会）において審議していただくことの踏まえての予定となっています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (白井)</p>	<p>ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思えます。</p> <p>(青果部、水産物部の各委員に意見を求めるが、特になし。議事内容について了承。)</p> <p>ないようですので、来年6月には、改正業務条例が施行されます。卸売業者、仲卸業者、売買参加者ほか、市場関係の皆様、開設者には、浜松市中央卸売市場の活性化も含め、活発な意見交換により、業務条例の改正、中央卸売市場の認定のため、引き続き、ご協力をお願いします。</p>
<p>(2) 中央卸売市場の経営展望について</p>	
<p>議長 (白井)</p>	<p>それでは、次の審議事項、(2)中央卸売市場の経営展望について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (中村)</p>	<p>それでは、資料8の浜松市中央卸売市場の経営展望の取扱いについて、ご説明させていただき、ご審議をお願いします。</p> <p>平成28年6月に経営展望策定委員会により策定された経営展望は、国により卸売市場を含めた食品流通構造の抜本的な見直しが図られたことに伴い、経営展望策定時とは議論の前提が大きく異なることとなっており、経営展望で策定した本市場における管理運営の方針、及び経営展望そのものの新制度下を見据えた取扱いについて、市場関係者、また策定委員会において確認する必要性が生じました。</p> <p>法改正後の経営展望の取扱いでは、農林水産省が卸売市場整備計画を作らないこととし、補助金等の申請の必須要件ではなくなったため、策定は開設者の任意となりました。しかし、総務省の要請により、中長期的経営の基本計画「経営戦略」を、平成32年度末までに策定するよう求められ</p>

	<p>ています。</p> <p>浜松市中央卸売市場が策定した経営展望と卸売市場法における「市場管理・運営の効率化」の考え方については、公設地方卸売市場への転換をしなくても、自由度の増した取引の拡大や許認可事務の軽減が図られ、規制をなくした取引ルールや流通コストの削減により市場運営の活性化も図られるとともに、国の方針に沿った業務条例の策定や民間活力の導入により実質的な効果を得られることとなりました。また、指定管理制度導入については、管理・運営面の効果から決めていることから、中長期経営計画について経営戦略に位置付けていきます。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○経営展望の中長期経営計画については、平成31年度までに策定を予定している「経営戦略」に位置けるとともに、策定後は、卸売市場法の施行状況や情勢変化などを考慮し、一定期間経過後の見直しを図っていく。</p> <p>○経営展望における「市場管理・運営の効率化」の考え方については凍結する。</p> <p>○経営展望の今後の取扱いについては、条例改正と併せ、市場関係者との十分な協議のもと、今後の新たな取引ルールの策定方針に準じ、確認していく。</p> <p>○市場施設の再整備等については、市場関係者と協議のうえ民間活力の導入を含め検討していく。</p> <p>法改正後、国が5年間の見直し期間を設けていますので、実際には中央卸売市場の認定を受けてから、民間活力の導入や市場の再整備、管理運営の効率化などを見直し期間に結論を出していきたいと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (白井)</p>	<p>ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>(青果部、水産物部の各委員に意見を求めるが、特になし。議事内容について了承。)</p> <p>ないようですので、次に移ります。</p>
<p>(3) その他</p>	
<p>議長 (白井)</p>	<p>次に、(3) その他ですが、委員の皆様から何かございませんか。 (青果部、水産物部の各委員に意見を求めるが、なし。)</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局 (高柳)</p>	<p>はい。今後、業務条例改正につきましては、3つのルール以外にも、調整すべき内容がございます。そのため、新年度に入り、引き続き、皆さま方の意見を頂戴していかなければなりません。ヒアリング、取引委員会の</p>

	開催など、今後も実施して参りますので、ご協力をお願いいたします。
議長 (白井)	他に、委員の皆さまからございませんか。 (なし) 本日の審議事項はすべて終了しました。 以上をもちまして、第2回 青果部・水産物部合同の市場取引委員会を終了いたします。
4 閉会	

9 会議録署名人 なし